

グループホーム都加算の請求について

1 都加算制度について

■概要

事業所の安定的な運営を図る目的で「共同生活援助」サービス費について、国基準額（国給付費）に加え、サービス内容や日数に応じて支給する加算です。

■対象

(1)対象施設：東京都または八王子市からグループホームの指定を受けた事業所

(2)対象者：墨田区が共同生活援助の支給決定をした利用者

■その他

(1)共同生活援助の都加算補助要件を満たしている場合に算定可能です。

要件を満たさない場合、都加算の請求はできません。

(2)東京都福祉局【東京都障害者サービス情報】より制度の詳細をご確認ください。

東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー

>A 共同生活援助（グループホーム）指定申請書・変更書等

2 都加算補助要件

(1)福祉サービス第三者評価の受審（3年に1回）

- ・新規開設事業所は、当初指定年月日を起算日として、3年間は都加算の補助要件を満たしているものとみなします。
- ・すでに第三者評価を受審したことがある事業所は、「福祉サービス第三者評価結果報告書」の右上の日付（受審完了日）の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。
- ・受審を完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分について都加算の請求はできません。
- ・受審の福祉サービス種別は「共同生活援助」です。

※都加算請求書（別紙）に記載する「福祉サービス第三者評価受審完了年月日」は、「福祉サービス第三者評価結果報告書」の右上の日付を入力してください。新規開設事業所でみなし期間中の場合は、「当初指定年月日」を入力してください。

(2)外部研修等の受講（1年に1回）

- ・前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切上げ）以上の世話人又は生活支援員が外部研修等を受講してください。（ユニットごとに1人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるように努めてください）
- ・外部研修等とは、運営法人以外の者が当該グループホーム事業所外または事業所内で実施する研修で、主として障害理解に関する内容の研修です。
- ・障害理解を含まない研修、組織運営や制度に関する研修、加算の要件として受講する研修は対象外です。

- ・新規開設事業所は、当初指定年月日を含む年度及びその翌年度は、補助要件を満たしているものとみなします。
 - ・要件を満たさない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算の請求はできません。
- ※都加算請求書（別紙）に研修受講者氏名等を入力してください。研修の修了証明等の添付は不要です。

3 請求について

■提出期限

サービス提供月の翌月10日必着（休日・祝日の場合は翌開庁日）

■提出方法

郵送または窓口提出

■提出先・問い合わせ先 ※対象者の障害種別により提出先等が異なります。

(1)障害種別【身体・知的】

墨田区福祉部障害者福祉課 事業者係

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6164

(2)障害種別【精神・難病】

墨田区保健衛生部保健予防課 保健予防係

〒130-8628

東京都墨田区横川五丁目7番4号

電話：03-5608-6506

■注意事項

- ・複数月のサービス提供分をまとめて請求する場合は、提供月ごとに都加算請求書等を作成してください。
- ・国保連請求が確定した請求内容について、都加算の支払い対象になります。

4 請求提出書類

	提出書類	備考
初 回	指定通知書の写し	新規開設事業所でみなし期間中の場合のみ
	福祉サービス第三者評価結果報告書の写し	第三者評価受審済みの事業所のみ
	都加算請求書（別紙）	※研修の修了証明等の添付は不要
	支払金口座振替依頼書	
	委任状	請求者と受取人が異なる場合のみ
	通過型グループホーム指定通知書の写し	通過型グループホームのみ
	施設借上費の根拠となる利用契約書・賃貸借契約書の写し等	施設借上費対象者のみ
	精神障害者手帳の写し	通過型グループホーム以外の事業所で、施設借上費対象者のみ
年 度 当 初	都加算請求書（別紙）	毎年度4月サービス提供分提出時 ※研修の修了証明等の添付は不要
毎 月	都加算請求書	※日付の記入及び代表者印の押印は不要
	都加算明細書	
	訓練等給付費等明細書	国保連ヘデータ送信したものの写し
	共同生活援助サービス提供実績記録票の写し	利用者の内容確認印・サイン等のあるもの
都 度 提 出	①福祉サービス第三者評価の受審完了した場合 ・福祉サービス第三者評価結果報告書の写し ・都加算請求書（別紙）	
	②事業所の登録情報（法人住所・法人代表者・口座等）が変更になった場合 ・支払金口座振替依頼書	
	③施設借上費の額が変更になった場合 ・施設借上費の根拠となる利用契約書・賃貸借契約書の写し等	